

観音寺労働基準監督署発表

令和2年 3月 5日

担
当

観音寺労働基準監督署

署長 村上 誠

安全衛生係 水川 雄介

電話 0875-25-2138

夜間 090-8971-8254



SafeWork88

- 西讃地域建設業 安全改革の88日間 -

安全・過重労働対策を遂行した建設事業者を表彰

観音寺労働基準監督署（署長 村上 誠）は一般社団法人香川県建設業協会西讃支部及び西讃建築業協会と共催で「SafeWork88 - 西讃地域建設業 安全改革の88日間 - 」と銘打ち、西讃地域の建設事業者へ令和元年11月15日（金）からの88日間において「労働災害ゼロ トップによる安全の所信表明 トップによる安全パトロール ヘルメット着用率100% 月平均時間外労働時間数を昨年より1割削減又は全労働者の時間外労働時間数を1か月45時間以内」の5項目について取り組みを要請し、26社が達成しました。

達成事業者のうち、社名公表に同意を得た25社を別紙1のとおり発表します。

SafeWork88は建設業界の繁忙期である年末年始に災害防止と長時間労働対策を徹底することで、スローガンとして掲げた「安心して働ける！事故が少ない西讃地域建設業」を実現してもらおうと取り組んだものです。

取り組みの詳細については別紙2の実施要項及びリーフレットをご覧ください。

なお、達成事業者への達成証授与式を後日予定しています。日程等の詳細は改めて発表する予定です。

SafeWork88 - 西讃地域建設業 安全改革の 88 日間 -

達成事業者

観音寺市

株式会社 石川組

有限会社 中村土建

倉田建設 株式会社

株式会社 藤田工務店

株式会社 合田工務店 観音寺営業所

株式会社 光石工務店

高畠建設 株式会社

株式会社 三好建設

株式会社 大建

美和建設 株式会社

大和建设工業 株式会社

三豊市

有限会社 大前土木造園

株式会社 田中建設

大矢建設工業 株式会社

壺谷建設 株式会社

株式会社 弘恵土建

有限会社 西岡産業

株式会社 斉藤建設

株式会社 豊和開発

株式会社 神詫組

株式会社 三宅工務店

株式会社 菅原建設

株式会社 山下建設

株式会社 曾根土木建設

山本建設 株式会社

(五十音順)



SafeWork88

- 西讃地域建設業 安全改革の 88 日間 -

実施要綱

1. 趣旨

平成 30 年に全国で発生した死傷災害 127,329 件のうち、建設業の占める割合は 12.1% (15,374 件) であり、さらに死亡災害については 909 件のうち、建設業が 34.0% (309 件) を占めています。

一方で、当署管内 (観音寺市及び三豊市) である西讃地域において平成 30 年に発生した死傷災害 186 件のうち、建設業の占める割合は 9.1% (17 件) であり、全国と比較し全災害に占める建設業の割合が少なく、この傾向は過去においても認められます。

しかし、令和元年 9 月末現在、当署管内の建設業では 15 件 (前年同期 9 件) の死傷災害が発生しており、これは過去 10 年間で 3 番目に多いペースです。

そこで、今年の災害増加に歯止めをかけ、西讃地域における建設業の長所を保持するため、「安心して働ける! 事故が少ない西讃地域建設業」をスローガンに、令和元年 11 月 15 日から年末年始にかけての 88 日間を「SafeWork88 - 西讃地域建設業 安全改革の 88 日間 -」の実施期間とし、観音寺労働基準監督署管内の建設各社において労働災害を「ゼロ」とすることに取り組むとともに、西讃地域の建設業に携わる市民の安全意識の更なる向上を目指します。

2. 期間

令和元年 11 月 15 日 (金) から令和 2 年 2 月 10 日 (月) までの 88 日間とする。

3. 主催者等

[主催] 観音寺労働基準監督署

香川県建設業協会西讃支部

西讃建築業協会

[共催] 観音寺市建設業協会

三豊市建設業協会

建設業労働災害防止協会 香川支部

[後援] 観音寺市

三豊市

4. 参加者

令和元年 11 月 11 日 (月) までに香川県建設業協会西讃支部あてに、「SafeWork88 - 西讃地域建設業安全改革の 88 日間 - 参加申込書」(省略) により、書面にて参加を表明した建設業を営む事業者。但し、上記 2 の期間中、労働者を使用している事業者に限る。

(裏面に続く)

5. 達成者

下記6の(1)の実施事項を満たした参加者に対し、観音寺労働基準監督署長より無災害達成証の授与を行う。

授与対象については、参加者に別途送付する「SafeWork88 - 西讃地域建設業 安全改革の88日間 - 達成報告書」を令和2年2月11日(火)から令和2年2月17日(月)までの間に観音寺労働基準監督署あてに提出した参加者に限る。

6. 実施事項

(1) 上記2の期間中、下記 から を実施すること。

自社の労働者及び自社が元方の建設現場において労働災害ゼロ(注1)を達成する。

経営トップもしくは事業場トップによる安全への所信表明をする。

経営トップもしくは事業場トップによる職場安全パトロール(注2)を実施する。

建設現場への入場者全員に対し、作業にかかわらずヘルメットを着用させる。

毎日の労働時間を記録し、時間外労働を縮減(注3)させる。

(注1) 労働災害とは、死亡災害、休業災害はもとより不労災害も原則含める。(通勤災害や事業場内での私傷病の発病等は除く。また、当該期間中もしくは期間後に疾病等により労働災害に該当するか否か判断が困難な場合は、原則、達成としない。)

(注2) パトロール結果を所定の点検票に記入し、達成報告書とともに提出すること。

(注3) 今年度の12月分から1月分の1人当たりの月平均時間外労働時間数を前年度と比較し10%削減する、又は今年度の12月分および1月分の法定時間外労働時間数を全員45時間以内にする。

(2) 上記2の期間中、任意に下記 から を実施すること。

安全ミーティング、ヒヤリハット、新規入場者教育等、労働者の積極的な安全活動の実施

NEW COHSMS または Compact COHSMS の導入

安全旗の掲揚、SafeWork88 リーフレットの掲示、安全関係資料の配布、ホームページでの自社の安全活動の発信

その他、自主的に労働災害防止に向けた取組事項

7. 実施要綱の変更等

原則、本実施要綱は、上記2の期間以降変更することはない。但し、本実施要綱の運営にあたり、その運営が不可能もしくは困難となった場合は、主催者の判断にて中止もしくはその一部を変更するものとする。中止もしくは変更については、決定次第、参加者に文書をもって通知する。

SafeWork88

西讃地域建設業 安全改革の88日間



安心して働ける！

事故が少ない西讃地域建設業

をテーマに以下の5項目に取り組中です

- ✓ 88日間災害ゼロ
- ✓ トップによる所信表明
- ✓ トップによる安全パトロール
- ✓ ヘルメット着用率100%
- ✓ 時間外労働の縮減

期間:令和元年11月15日(金) ~ 令和2年2月10日(月) の88日間



【主催】観音寺労働基準監督署 香川県建設業協会西讃支部 西讃建築業協会

【共催】観音寺市建設業協会 三豊市建設業協会 建設業労働災害防止協会香川支部

【後援】観音寺市 三豊市



SafeWork88

- 西讃地域建設業 安全改革の 88 日間 -

期間：令和元年 11 月 15 日～令和 2 年 2 月 10 日

授与対象者：以下の 3 点すべてを満たす事業者

「SafeWork88～西讃地域建設業 安全改革の 88 日間～参加申込書」(参加無料)を提出した事業者(期間中労働者を使用している事業者に限る)

「SafeWork88～西讃地域建設業 安全改革の 88 日間～達成報告書」を令和 2 年 2 月 11 日(火)から令和 2 年 2 月 17 日(月)までの間に観音寺労働基準監督署へ提出した参加者

期間中、下記の 5 点を達成・実施した参加者

88 日間災害ゼロ

期間中、死亡災害、休業災害、不労災害が発生しないこと。

期間中、もしくは期間後に疾病等により労働災害に該当するか否か判断が困難な場合、達成としません。

トップによる 安全への所信表明

経営トップもしくは事業場トップによる安全への所信表明をすること。

トップによる 安全パトロール

経営トップもしくは事業場トップによる職場安全パトロールを実施し、所定の点検表にて結果をチェックすること。

ヘルメット着用率 100%

建設現場入場者は作業にかかわらず全員必ずヘルメットを着用すること。

時間外労働の縮減

労働時間を記録すること。

12 月分と 1 月分の平均時間外労働時間数を昨年より 1 割削減、又は全労働者の時間外労働時間数を 1 か月 45 時間以下とすること。

任意実施事項

安全ミーティング、ヒヤリハット、新規入場者教育等、労働者の積極的な安全活動の実施
NEW COHSMS または Compact COHSMS の導入
安全旗の掲揚、SafeWork88 チラシの掲示、安全関係資料の配布、ホームページでの自社の安全活動の発信
その他、自主的に労働災害防止に向けた取組事項

実施の流れ

STEP 1

令和元年 11 月 1 日の説明会に参加

STEP 2

参加申込書を F A X / 郵送 (締切 : 令和元年 11 月 11 日)

STEP 3

令和元年 11 月 15 日から令和 2 年 2 月 10 日までの 88 日間
表面の 5 事項を実施

STEP 4

達成報告書を F A X / 郵送
(報告期間 : 令和 2 年 2 月 11 日 (火) ~ 17 日 (月))

STEP 5

達成事業場を表彰 (3 月を予定)



【主催】 観音寺労働基準監督署 香川県建設業協会西讃支部 西讃建築業協会
【共催】 観音寺市建設業協会 三豊市建設業協会 建設業労働災害防止協会香川支部
【後援】 観音寺市 三豊市